

○国家公安委員会規則第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十二及び第百八条の三十二の二第六項並びに道路交  
通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項  
第一号ハの規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十七日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（以下「国籍等」という。）」を削る。

第十二条第一項第一号中「本籍又は国籍等、」を削る。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の

一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（以下「国籍等」という。）」を削る。

第六条第一項第一号中「本籍又は国籍等、」を削る。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第三条 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「本籍又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等、」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。